

組合員証等の表示が一部変更されます

令和元年5月22日に公布された「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」の施行により、令和3年3月からマイナンバーカードの健康保険証としての利用（オンライン資格確認）が開始される予定となりました。

これに伴い組合員証等の番号を個人単位化する必要があることから、組合員証等の表示が一部変更されます。

1 組合員証等への枝番の表示について

令和3年2月1日以降に発行（再交付を含む）する組合員証等に、2桁の枝番が印字されます。

【イメージ図】

北海道都市職員共済組合 組 合 員 証	本人 (組合員)	令和3年〇月〇日交付
記号 北都市 ○	番号〇〇〇〇	(枝番) 〇〇
氏 名 キヨウサイ タロウ 共 済 太 郎	性別 男	
生 年 月 日 平成〇〇年〇月〇日		
資格取得年月日 平成〇〇年〇月〇日		
発行機関所在地 北海道札幌市中央区南九条西1丁目1-20		
保 険 者 番 号 32010514		
名 称 北海道都市職員共済組合		

2 枝番について

印字される枝番については、下記のとおりとなります。

- ・ 組合員証 → 枝番「00」を表示
- ・ 被扶養者証 → 枝番「01」から連番で付番されます。枝番から続柄等が推察されることはありません。

例1) 配偶者と長女 → 配偶者「01」、長女「02」

例2) 母と配偶者 → 母「01」、配偶者「02」 等となります。

- ・ 限度額適用認定証等 → 組合員、被扶養者ともに枝番「00」を表示

3 現在使用中の組合員証等について

枝番が表示されていない組合員証等については、引き続き使用できます。

4 各種申告書等の取扱いについて

これまでと同様に、組合員証記号番号（枝番を除く）を記入してください。